

○大竹市消防団応援の店事業実施要綱

令和2年9月24日

告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市消防団員の福利厚生を充実させることにより、地域防災力の向上を図ることを目的として、大竹市消防団員（以下「団員」という。）を優遇する店舗等の認定、登録等を行う大竹市消防団応援の店事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 大竹市内の店舗，事業所その他団体をいう。
- (2) 優遇措置 代金の割引，特典の付与その他団員に対する支援
- (3) 消防団応援の店 団員に優遇措置を行う店舗等として市長が認定したものをいう。

(認定申請)

第3条 消防団応援の店としての認定を受けようとする店舗等は、大竹市消防団応援の店認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる基準により審査を行い、消防団応援の店の認定又は不認定を決定したときは、大竹市消防団応援の店認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う店舗等でないこと。
- (2) 宗教活動及び政治活動を行う店舗等でないこと。
- (3) 優遇措置の内容が明確であること。
- (4) 優遇措置の内容が全ての団員を対象としていると認められること。
- (5) 団員が優遇措置を受けることができる期間がおおむね1年以上継続することが見込まれること。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により消防団応援の店として認定したときは、当該店舗等に対し、大竹市消防団応援の店表示証（別記様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、消防団応援の店から要望があったときは、電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。）により表示証

を交付することができる。

(表示証の掲示)

第6条 消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 当該消防団応援の店の店舗，事務所等
- (2) 当該消防団応援の店が作成するパンフレット，チラシ，ポスター，看板，電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式をいう。）により行う映像その他の広告物

(利用カードの交付)

第7条 市長は、団員に対し、大竹市消防団応援の店利用カード（別記様式第4号。以下「利用カード」という。）を交付するものとする。

- 2 利用カードの紛失，盗難，破損等により再発行を希望する団員は、大竹市消防団応援の店利用カード再交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出することにより、再交付を受けることができる。

(利用カードの提示)

第8条 団員は、消防団応援の店において優遇措置を受けようとするときは、利用カードを提示するものとする。

- 2 消防団応援の店は、優遇措置を希望する団員に対し、利用カードの提示を求めることができる。

(過剰な優遇措置の禁止)

第9条 第5条の規定により認定を受けた消防団応援の店は、団員に申請内容を超える過剰な優遇措置をしてはならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 詐欺その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者が経営等に関わっていることが判明したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、消防団応援の店として適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定により消防団応援の店の認定を取り消された店舗等は、自らの責任において速やかに表示証を破棄しなければならない。第5条第2項の規定により電磁的記録により交付された表示証についても同様とする。

(消防団応援の店の公表)

第11条 市長は、消防団応援の店の名称等について、市ホームページ等で公表することができる。

(優遇措置の内容の変更等)

第12条 消防団応援の店は、優遇措置の内容を変更し、又は優遇措置を廃止することができる。

この場合において、消防団応援の店は、あらかじめ市長に、大竹市消防団応援の店登録変更・廃止届（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第13条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 消防団応援の店に対して、当該消防団応援の店が定めた優遇措置以外の措置を強要しないこと。
- (3) 消防団を退団するときは、利用カードを返還すること。

2 団員が、前項の規定に違反して消防団応援の店に損害を与えた場合は、当該団員がその損害を賠償する責を負うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第4条に規定する消防団応援の店の認定を受けようとする者は、施行日前においても、第3条の規定の例により、その認定の申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による認定の申請があった場合には、施行日前においても、第4条の規定の例により、その認定又は不認定を決定することができる。この場合において、認定を受けた者は、施行日において同条の認定を受けたものとみなす。